

十勝川流域下水道浄化センターの概要

平成29年3月31日現在

1. 十勝川流域下水道の沿革

昭和43年	3月23日	帯広市公共下水道事業認可
昭和47年	9月20日	処理場建設着工
昭和52年	12月3日	流域下水道事業認可・建設着手、帯広市から施設譲与
昭和55年	1月18日	芽室幹線の一部及び処理場供用開始（帯広市接続） （施設規模27,000m ³ /日 処理能力13,500m ³ /日）
昭和55年	1月23日	十勝川流域下水道浄化センター通水式
昭和56年	3月	芽室幹線供用開始（芽室町接続）
昭和58年	3月	処理場の増設（処理能力27,000 m ³ /日）
昭和59年	2月10日	流域下水道事業認可変更（第1回）
昭和60年	3月	帯広幹線完成
昭和61年	4月10日	流域下水道事業認可変更（第2回）
昭和63年	3月	音更幹線供用開始（音更町接続）
昭和63年	12月	処理場の増設（施設規模54,000m ³ /日）
平成元年	3月	札内幹線供用開始（幕別町接続） 処理場の増設（処理能力40,500m ³ /日）
平成2年	3月	処理場の増設（処理能力54,000m ³ /日）
平成3年	2月22日	流域下水道事業認可変更（第3回）
平成5年	3月	処理場の増設（施設規模84,700m ³ /日 処理能力69,350m ³ /日）
平成5年	4月16日	流域下水道事業認可変更（第4回）
平成6年	3月	処理場の増設（処理能力 84,700m ³ /日）
平成7年	6月8日	流域下水道事業認可変更（第5回）
平成10年	6月17日	流域下水道事業認可変更（第6回）
平成11年	3月	処理場の増設（施設規模115,480m ³ /日 処理能力 96,990m ³ /日）
平成12年	5月	流域下水道事業認可変更（第7回）
平成14年	8月	流域下水道事業認可変更（第8回）
平成15年	6月	流域下水道事業認可変更（第9回）
平成16年	3月	処理場の増設（処理能力111,320m ³ /日）
平成16年	10月	流域下水道事業認可変更（第10回）
平成19年	8月	流域下水道事業認可変更（第11回）
平成21年	11月	流域下水道事業認可変更（第12回）
平成24年	3月	流域下水道事業認可変更（第13回）
平成26年	3月	流域下水道事業認可変更（第14回）（MICS事業、処理能力104,300m ³ /日）

2. 全体計画と現況

	全 体 計 画	内・認可済計画
計画区域面積	7,121.4ha	5,977ha
処理人口	200,540人	201,200人
処理水量(日最大)	88,810m ³ /日	88,790m ³ /日
敷地面積	10.35ha	10.28ha
幹線管渠	21,148m	21,148m
事業費		64,365百万円（28年度末）
計画年次	昭和52～平成32年	昭和52～平成31年
関連市町	帯広市	音更町 芽室町 幕別町
事業主体	北海道	

平成29年3月末現在の供用状況は、認可面積5,977.2haに対し、5,727.8haで95.8% 認可区域内計画人口201,200人に対し、処理区域内人口が206,915人で103%（うち水洗便所設置済人口は204,519人で普及率98.8%）となっている。

一市三町行政人口258,653人のうち、十勝川認可区域内人口は208,163人で80.5%を占める。

3. 事業主体と事務組合

設置管理者（北海道）は流域関連公共下水道管理者（一市三町）との協議・協定により、事務組合を組織して、一市三町が負担金による維持管理を行っている。

建設は北海道が事業主体となっているが、その事業財源の負担は、国庫補助率6分の4を除き、北海道と市町が6分の1となっている。

4. 維持管理体制

十勝川流域浄化センターは、十勝環境複合事務組合の十勝川浄化センターとして、所長以下4名で管理し、処理施設運転操作実務は民間委託業者（32名）によって行っている。

5. 維持管理費

平成28年度決算 6億9811万円 （平成29年度予算7億1762万円）

内 訳			
・ 一般管理費（総務課職員費・事務局費）	19,823 千円		2.8%
・ 職員に要する経費	25,267 千円		3.6%
・ 需用費	266,527 千円		38.2%
		（うち薬品 8,498 千円	1.2%
		（ 電力 179,248 千円	25.7%
		（ 修繕 64,330 千円	9.2%
・ 委託料	376,412 千円		53.9%
・ その他	12,119 千円		1.7%
総流入下水量	27,880,388m ³ /年		

1立方メートル当たり処理費： 25.03円 （歳出÷総流入下水量）

6. 水質管理・汚泥処分の現状

処理水の水質は、水質汚濁防止法の排水基準並びに下水道法に規定する技術上の基準に適合している。

排 出 基 準	BOD 15 (mg/l)	SS (浮遊物質) 40 (mg/l)	大腸菌群数 3000 (個/ml)
平成26年度 (平均)	8.0	9	1
平成27年度 (平均)	7.6	10	0
平成28年度 (平均)	7.4	9	1

水処理により発生する汚泥は、嫌気性消化（メタン菌による有機物分解）によって減量化・安定化され、高分子凝集剤を添加してベルトプレス型脱水機、遠心脱水機で含水率83%の脱水ケーキとなる。それを更に間接（蒸気）乾燥機で乾燥させ含水率40%の乾燥汚泥とする。

発生した乾燥汚泥は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「肥料取締法」の適用を受け、適正な処理処分が義務づけられている。

なお、平成28年度発生した3,695.6tonのうち、3,197.3tonは緑農地還元、498.3tonは台風の影響により、やむを得ず最終処分場で埋め立て処理をした。